

相続のお手続きに 関するご案内

このたびは、ご親族さまのご逝去に接し、衷心よりお悔やみ申し上げます。

ご親族さまには永きにわたって商工中金をご愛顧いただき、

本当にありがとうございました。

この冊子では、当金庫での相続手続きや必要書類等を説明しております。

生前のご親族さまとのご縁を大切にし、

引き続き商工中金をご愛顧いただきますようお願い申し上げます。



人を思う。未来を思う。

商工中金

お手続きの流れ

お手続きの流れは、以下のとおりです。

① 相続発生のご連絡

まずは、相続センター（フリーダイヤル：0120-349-253）までお電話にてお知らせください。
下記項目についてお伺いするとともに、必要書類等をご連絡いたします。

- 相続人（配偶者、子、親、兄弟姉妹、その他）・未成年の相続人・相続放棄者の有無、相続人の当金庫口座の有無
- 相続手続き予定時期
- お手続きに関して
遺言書の有無、遺言執行者の有無、遺産分割協議書の有無、遺産整理受任者の有無、家庭裁判所の関与の有無
- 残高証明書・相続税評価書・相続関連取引推移証明書の発行希望の有無 など

② 必要書類のご提出(1回目のご郵送)

P2~4

必要書類を相続センターへご郵送ください。

③ 「相続関係届出書」のお受取

当金庫所定の「相続関係届出書」を郵送いたします。

④ 「相続関係届出書」・通帳等のご提出(2回目のご郵送)

P2、P5~10

「相続関係届出書」等を相続センターへご郵送ください。

⑤ 相続払戻金、計算書等のお受取

書類の提出から1週間~2週間程度で相続払戻金を入金いたします。
併せて、計算書、手続き完了のお知らせを郵送いたします。

- ◇ 被相続人さまの口座は、相続手続きが完了するまで入出金などのお取引ができなくなります。
葬儀費用のお支払等が必要となる場合は、相続センターにご相談ください。
- ◇ お手続きは郵送となり、お客さまと商工中金の間で、少なくとも2回郵送でやり取りさせていただきます。
※必要書類は原本をご郵送ください（コピーをとらせていただき、原本を返却いたします）。

2 相続方法と必要書類等

相続方法により、ご用意いただく書類が異なります。主なケースは以下のとおりです。

| 相続方法 | | 区分 |
|---------------------------|------------|----|
| 遺言書、遺産分割協議書いずれもない場合（共同相続） | | A |
| 遺産分割協議書による場合 | | B |
| 遺言書による場合 | 遺言執行者の指定なし | C |
| | 遺言執行者の指定あり | D |
| 裁判所の遺産分割調停等による場合（調停・審判） | | E |

必要書類

相続の対象となるご預金のお取引内容によっては、下記と異なる場合もございます。

| 区分 | | | | | ご提出いただくもの | 補 足 説 明 | 入手先 | ご提出のタイミング |
|----|---|---|---|---|---|---|----------|-------------|
| A | B | C | D | E | | | | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | | 戸籍謄本等（原本） （発行日より1年以内） ※戸籍謄本に代えて、法務局（登記所）が発行する「法定相続情報一覧図の写し」でもお手続きが可能です。 | A・B：被相続人さまの出生から死亡までの連続した戸籍謄本及び法定相続人を確認できるすべての戸籍謄本。（くわしくは4ページを参照） C・D：被相続人さまの死亡が確認できる除籍謄本等。 | 市区町村役場 | 1回目の ご郵送 |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 印鑑証明書（原本） （発行日より6カ月以内） | A：相続人さま全員のもの B：遺産分割協議書に捺印した方全員のもの C・E：当金庫の相続預金を引き継ぐ方全員のもの D：遺言執行者のもの | 市区町村役場 | |
| | ○ | | | | 遺産分割協議書（原本） | 相続人さま全員の署名・捺印が必要です。 | お客さま | |
| | | ○ | ○ | | 遺言書（原本） | 自筆証書遺言の場合、家庭裁判所発行の検認証明書（原本）もご用意ください。 | お客さま | |
| | | | △ | | 遺言執行者の選任審判書謄本（原本） | 家庭裁判所で遺言執行者が選任されている場合に必要です。 | 家庭裁判所 | |
| | | | | △ | 調停調書謄本（原本） | 調停の場合に必要です。 | 家庭裁判所 | |
| | | | | △ | 審判書謄本および確定証明書（原本） | 審判の場合に必要です。 | | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 相続関係届出書 | 5～10ページの記入見本をご参照ください。 | 当金庫よりご郵送 | 2回目の ご郵送 |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 被相続人さまの通帳・お取引証等 | 見つからない場合、相続関係届出書の所定の欄を○で囲んでください。 | お客さま | |

3 相続人さまの中で該当する方がいる場合

相続人さまや当金庫の相続預金を引き継ぐ方の中で以下のいずれかに該当する方がいらっしゃる場合、
2 のケースと併せて各項目の書類が必要です。

| | ご提出いただくもの | | 補 足 説 明 | 入 手 先 |
|----------------|--|---------------------------------|---|---|
| | 未成年者 | 親が共に相続人でない場合 | 親（親権者）の印鑑証明書（原本） （発行日より6カ月以内） | 親（親権者）を法定代理人としてお手続きしていただきます。 |
| 親と子が共に相続人の場合 | | 特別代理人選任審判書謄本（原本） | 特別代理人の選任が必要です（お互いの利益が相反するため、家庭裁判所に請求して選任してもらう必要があります）。共同相続人が親と未成年の子のみであり、特別代理人の選任が難しい場合、個別にご相談ください。 | 家庭裁判所 |
| | | 特別代理人の印鑑証明書（原本） （発行日より6カ月以内） | | 市区町村役場 |
| 成年被後見人 被保佐人 | 成年後見登記の登記事項証明書（原本） 後見登記事項証明書（原本） | | 登記事項証明書に代えて審判書の銀行届出用抄本（理由部分のみを省略したもの）及び確定証明書でもお手続きが可能です。 | 市区町村役場 |
| | 成年後見人の印鑑証明書（原本） 保佐人の印鑑証明書（原本） （発行日より6カ月以内） | | | 市区町村役場 |
| 海外居住者 | サイン証明書（原本） | | 本人の署名および拇印であること証明するものであり、印鑑証明書に代わるものとして必要です。 | 日本国籍の方は居住地の大使館・領事館 外国籍を取得した方は居住地の公証人役場 |
| 行方不明者 | 不在者財産管理人選任審判書謄本（原本） | | 家庭裁判所に「不在者財産管理人の選任申立」を行い不在者財産管理人を選任してもらった上で、その方を代理人としてお手続きしていただきます。 | 家庭裁判所 |
| | 不在者財産管理人の印鑑証明書（原本） （発行日より6カ月以内） | | | 市区町村役場 |
| 相続放棄者 | 相続放棄申述受理証明書（原本） | | | 家庭裁判所 |
| 相続手続き委任者 | 委任状（原本） | | 委任状より委任を受ける方を代理人としてお手続きしていただきます。 | お客さま |
| | 委任をする相続人の印鑑証明書（原本） （発行日より6カ月以内） | | | 市区町村役場 |
| | 委任を受けた方の印鑑証明書（原本） （発行日より6カ月以内） | | | 市区町村役場 |

4 戸籍謄本について

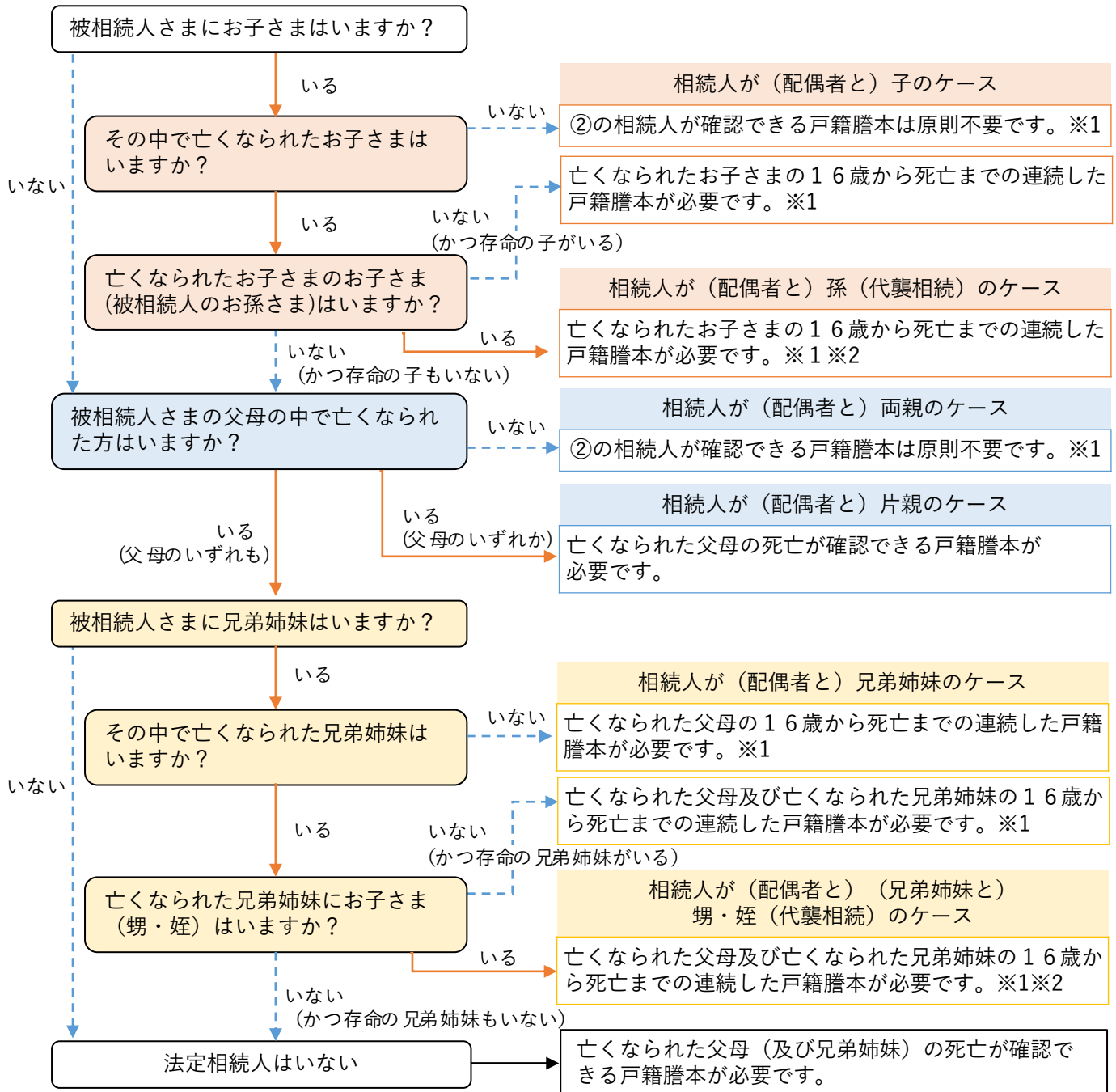
以下をご参照いただき、必要な戸籍謄本等をご用意ください。
遺言書がある場合、被相続人さまの死亡が確認できる除籍謄本等のみで対応可能な場合があります。
(くわしくは13ページを参照)

① 被相続人さま

出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。(くわしくは13ページを参照)

② 相続人が確認できる戸籍謄本

①で相続人が確定できない場合、別途必要です。下記フロー図に従い、必要な戸籍謄本等をご用意ください。



※1 相続人さまの現在の姓が養子縁組や婚姻・離婚等で変わっている場合は、ご提出いただくことがあります。

※2 代襲相続人が亡くなられている場合、代襲相続人の16歳から死亡までの連続した謄本が必要です。(代襲相続については14ページを参照)

【記入例Ⅰ】共同相続（遺産分割協議書・遺言書いずれもない場合）

払戻金の受取方法：相続人代表者による一括受領

払戻金の受取人：商中 花子

① お届出日

本届出書を当金庫へ提出される日付をご記入ください。

1 お届出日 202×年××月××日

② 相続関係者

- 「相続人」「受遺者」「遺言執行者」のうち、該当するものを○で囲んでください。
- 相続人さま全員が自署・捺印（実印）してください。

相続関係届出書

株式会社 商工組合中央金庫 御中

| | | | | | | | |
|-------|-----------------------|--|----------------|------------|--|----------------|----------|
| 被相続人 | おとこ | 〇〇県△△市□□町1-2-3 | | お亡くなりになった日 | 202×年××月××日 | | |
| | おなまえ | 商中 太郎 | | 様 | | | |
| 相続関係者 | 自署・捺印いただきますようお願いいたします | 相続人・受遺者・遺言執行者（該当するものを○で囲んでください） おとこ | 〇〇県△△市□□町1-2-3 | ご実印 印 | 相続人・受遺者・遺言執行者（該当するものを○で囲んでください） おとこ | 〇〇都△△区□□町2-3-4 | ご実印 印 |
| | | おなまえ | 商中 花子 | | おなまえ | 商中 一郎 | |
| | | 相続人・受遺者・遺言執行者（該当するものを○で囲んでください） おとこ | 〇〇県△△市□□町3-4-5 | ご実印 印 | 相続人・受遺者・遺言執行者（該当するものを○で囲んでください） おとこ | 〇〇府△△市□□町4-5-6 | ご実印 印 |
| | | おなまえ | 商中 二郎 | | おなまえ | 中金 良子 | |
| | | おとこ | | ご実印 | おとこ | | ご実印 |
| | | おなまえ | | | おなまえ | | |
| | | 相続人・受遺者・遺言執行者（該当するものを○で囲んでください） おとこ | | ご実印 | 相続人・受遺者・遺言執行者（該当するものを○で囲んでください） おとこ | | ご実印 |
| | | おなまえ | | | おなまえ | | |

過日死亡いたしました上記被相続人の貴金庫との取引における相続手続については、下記のとおりお取扱ください。
この届出書にもとづき下記お取扱いのうへは、後日、万一紛議等が生じても上記の相続関係者において連帯してその責に任じ、貴金庫にはいっさい迷惑・損害をおかけしません。また、本件相続手続は外国為替及び外国貿易法の北朝鮮・イラン関連規制等その他規制に該当しないこと、および最終的な相続資産の受取人は北朝鮮に住所もしくは居所を有する者ではないことを、相続人を代表して表明・確約します。

記

①. 相続預金等の取扱方法

該当するものを○で囲んでください。

- 3
- A. [相続人代表者等による一括受領の場合]（②欄の「具体的取扱方法」については記載不要です。）
②欄の相続預金等については、③欄のNo1の受取人に払戻してください。
- B. [複数の相続人による受領、もしくは名義変更の場合]
②欄の相続預金等については、②欄の「具体的取扱方法」の通り払戻もしくは名義変更してください。

③相続預金等の取扱方法

「A」を選択してください。

④ 相続預金等の表示・具体的取扱方法

・取引種目

該当する取引種目（「普通預金」、「定期預金」、「別段預金」）をご記入ください。

・口座番号

口座番号をご記入ください。定期預金で口数が多い場合等は、口座番号に代えて通帳番号（通帳に記載）のご記入でも結構です。

・具体的取扱方法

記入不要です。

・通帳・証書・お取引証の喪失

通帳等が見つからない場合は、喪失物を○で囲んでください。

②. 相続預金等の表示・具体的取扱方法

| No | 取引種目 | 口座番号 (定期預金の場合は通帳番号 の記載でもかまいません) | 具体的取扱方法 ^① 欄でBを選択した場合のみ記載 ・解約払戻・名義変更のいずれかを○で囲んでください ・名義変更は、新名義人のお名前をご記入ください ・取扱方法が一律の場合、先頭のみ記載でもかまいません | 通帳・証書・お 取引証の喪失※ (喪失物を○で囲 んでください) | 備考 |
|----|------|---------------------------------------|---|---|----|
| 1 | 普通預金 | 1 2 3 4 5 6 7 | 解約払戻 受取方法→③欄のNo()に払戻 名義変更 新名義人()様 | 通帳/証書 お取引証 | ④ |
| 2 | 定期預金 | 5 1 2 3 4 5 6 | 解約払戻 受取方法→③欄のNo()に払戻 名義変更 新名義人()様 | 通帳/証書 お取引証 | |
| 3 | 定期預金 | 5 2 3 4 5 6 7 | 解約払戻 受取方法→③欄のNo()に払戻 名義変更 新名義人()様 | 通帳/証書 お取引証 | |
| 4 | | | 解約払戻 受取方法→③欄のNo()に払戻 名義変更 新名義人()様 | 通帳/証書 お取引証 | |
| 5 | | | 解約払戻 受取方法→③欄のNo()に払戻 名義変更 新名義人()様 | 通帳/証書 お取引証 | |
| 6 | | | 解約払戻 受取方法→③欄のNo()に払戻 名義変更 新名義人()様 | 通帳/証書 お取引証 | |
| 7 | | | 解約払戻 受取方法→③欄のNo()に払戻 名義変更 新名義人()様 | 通帳/証書 お取引証 | |

●上記相続預金の払戻しにあたっては、預金規定にかかわらず、所定の書類の提出はいたしませんので、貴金庫所定の方法でお取扱ください。その他の取扱いにつきましては、貴金庫所定の手続きに従います。

●上記で喪失としたものは所在不明のため提出できませんので、貴金庫所定の方法でお取扱ください。なお、後日上記物件が発見された場合には私どもの責任において廃棄するものとし、本取扱いについて貴金庫にはいっさい迷惑・損害をおかけしません。

※キャッシュカードは相続手続きに不要ですので、お持ちの場合は裁断の上廃棄してください。

③. 払戻金の受取人

| No | フリガナ お受取人 | 銀行名 | 支店名 | ※ 種目 | 口座番号 | 備考 (預金金額を割合で 払戻す場合は割合を 記載してください) |
|----|----------------------|------------------------------|----------|----------------|---------------|---|
| 1 | ショウチュウ ハナコ 商 中 花子 | A. 商工中金 B. 銀行・信金 信組・農協 | 〇〇 支店 | 普通 貯蓄 当座 | 1 1 1 1 1 1 1 | ⑤ |
| 2 | | A. 商工中金 B. 銀行・信金 信組・農協 | 支店 | 普通 貯蓄 当座 | | |
| 3 | | A. 商工中金 B. 銀行・信金 信組・農協 | 支店 | 普通 貯蓄 当座 | | |
| 4 | | A. 商工中金 B. 銀行・信金 信組・農協 | 支店 | 普通 貯蓄 当座 | | |

●上記の口座にお振込みください。また、振込手数料は振込金より差し引いてください。

●割合で払戻す場合で端数が生じた場合は、No()の受取人に加算してください。

※該当の種目を○でお囲みください。

金庫使用欄（複数店で取引ある場合、備考欄に②欄のNoを記載）

| 店番号 | 取引先番号 | 備考 |
|-----|-------|----|
| | | |
| | | |

<営業課(融資取引がある場合)>

<業務課>

| 課長 | 営業窓口 | 検印 | 照合 | 管理簿記入 | オペレーター | お取引証等回収 | 印鑑照合 | 受付 |
|----|------|----|----|-------|--------|---------|------|----|
| | | | | | | | | |

⑤ 払戻金の受取人

振込先の口座をご記入
ください。

ご不明な点等ございましたら、相続センターまでお問い合わせください。

【記入例2】遺言書（遺言執行者なし）による相続

払戻金の受取方法：遺言書に従う ここでは、法定相続人2名と受遺者1名が均等に受領

払戻金の受取人 ：遺言書に従う ここでは、商中 花子（1／3）・商中 一郎（1／3）
・中金 幸子（1／3）

① お届出日

本届出書を当金庫へ提出される日付をご記入ください。

② 相続関係者

- ・「相続人」「受遺者」のうち、該当するものを○で囲んでください。
- ・当金庫の相続預金を引き継ぐ方全員が自署・捺印（実印）してください。

相続関係届出書

1 お届出日 202×年××月××日

株式会社 商工組合中央金庫 御中

| | | | | |
|-------|---|--|--|--|
| 被相続人 | おところ 〇〇県△△市□□町1-2-3 | お亡くなりになった日 202×年××月××日 | | |
| | おなまえ 商中 太郎 | 様 | | |
| 相続関係者 | 相続人・受遺者・遺言執行者（該当するものを○で囲んでください） おところ 〇〇県△△市□□町1-2-3 ご実印 おなまえ 商中 花子 印 | 相続人・受遺者・遺言執行者（該当するものを○で囲んでください） おところ 〇〇都△△区□□町2-3-4 ご実印 おなまえ 商中 一郎 印 | | |
| | （自署・捺印いただきますようお願いいたします） 相続人・受遺者・遺言執行者（該当するものを○で囲んでください） おところ 〇〇県△△市□□町3-4-5 ご実印 おなまえ 中金 幸子 印 | 相続人・受遺者・遺言執行者（該当するものを○で囲んでください） おところ _____ ご実印 おなまえ _____ 印 | | |
| | 相続人・受遺者・遺言執行者（該当するものを○で囲んでください） おところ _____ ご実印 おなまえ _____ 印 | 相続人・受遺者・遺言執行者（該当するものを○で囲んでください） おところ _____ ご実印 おなまえ _____ 印 | | |
| | 相続人・受遺者・遺言執行者（該当するものを○で囲んでください） おところ _____ ご実印 おなまえ _____ 印 | 相続人・受遺者・遺言執行者（該当するものを○で囲んでください） おところ _____ ご実印 おなまえ _____ 印 | | |
| | 相続人・受遺者・遺言執行者（該当するものを○で囲んでください） おところ _____ ご実印 おなまえ _____ 印 | 相続人・受遺者・遺言執行者（該当するものを○で囲んでください） おところ _____ ご実印 おなまえ _____ 印 | | |
| | 相続人・受遺者・遺言執行者（該当するものを○で囲んでください） おところ _____ ご実印 おなまえ _____ 印 | 相続人・受遺者・遺言執行者（該当するものを○で囲んでください） おところ _____ ご実印 おなまえ _____ 印 | | |

過日死亡いたしました上記被相続人の貴金庫との取引における相続手続については、下記のとおりお取扱ください。
この届出書にもとづき下記お取扱いのうへは、後日、万一紛議等が生じても上記の相続関係者において連帯してその責に任じ、貴金庫にはいっさい迷惑・損害をおかけしません。また、本件相続手続は外国為替及び外国貿易法の北朝鮮・イラン関連規制等その他規制に該当しないこと、および最終的な相続資産の受取人は北朝鮮に住所もしくは居所を有する者ではないことを、相続人を代表して表明・確約します。

記

①. 相続預金等の取扱方法

該当するものを○で囲んでください。

| | |
|---|--|
| ○ | A. [相続人代表者等による一括受領の場合] [②欄の「具体的取扱方法」については記載不要です。] ②欄の相続預金等については、③欄のNo.1の受取人に払戻してください。 |
| ○ | B. [複数の相続人による受領、もしくは名義変更の場合] ②欄の相続預金等については、②欄の「具体的取扱方法」の通り払戻もしくは名義変更してください。 |

③ 相続預金等の取扱方法

「B」を選択してください。

④ 相続預金等の表示・具体的取扱方法

・取引種目

該当する取引種目（「普通預金」、「定期預金」、「別段預金」）をご記入ください。

・口座番号

口座番号をご記入ください。定期預金で口数が多い場合等は、口座番号に代えて通帳番号（通帳に記載）のご記入でも結構です。

・具体的取扱方法

「解約払戻」を○で囲み、「3. 払戻金の受取人」全員の番号（No1~3）をご記入ください。

※全員の取扱方法が同一のため、No2、3の方の記入は省略いただいて結構です。

・通帳・証書・お取引証の喪失

通帳等が見つからない場合は、喪失物を○で囲んでください。

②. 相続預金等の表示・具体的取扱方法

| No | 取引種目 | 口座番号 (定期預金の場合は通帳番号 の記載でもかまいません) | 具体的取扱方法 (1欄でBを選択した場合のみ記載) ・解約払戻・名義変更のいずれかを○で囲んでください ・名義変更は、新名義人のお名前をご記入ください ・取扱方法が一律の場合、先頭のみ記載でもかまいません | 通帳・証書・お取引証の喪失※ (喪失物を○で囲んでください) | 備考 |
|----|------|---------------------------------------|---|-----------------------------------|----|
| 1 | 普通預金 | 1 2 3 4 5 6 7 | 解約払戻 受取方法⇒3欄のNo(1~3)に払戻 名義変更 新名義人()様 | 通帳/証書 お取引証 | 4 |
| 2 | 定期預金 | 5 1 2 3 4 5 6 | 解約払戻 受取方法⇒3欄のNo()に払戻 名義変更 新名義人()様 | 通帳/証書 お取引証 | |
| 3 | 定期預金 | 5 2 3 4 5 6 7 | 解約払戻 受取方法⇒3欄のNo()に払戻 名義変更 新名義人()様 | 通帳/証書 お取引証 | |
| 4 | | | 解約払戻 受取方法⇒3欄のNo()に払戻 名義変更 新名義人()様 | 通帳/証書 お取引証 | |
| 5 | | | 解約払戻 受取方法⇒3欄のNo()に払戻 名義変更 新名義人()様 | 通帳/証書 お取引証 | |
| 6 | | | 解約払戻 受取方法⇒3欄のNo()に払戻 名義変更 新名義人()様 | 通帳/証書 お取引証 | |
| 7 | | | 解約払戻 受取方法⇒3欄のNo()に払戻 名義変更 新名義人()様 | 通帳/証書 お取引証 | |

- 上記相続預金の払戻しにあたっては、預金規定にかかわらず、所定の書類の提出はいたしませんので、貴金庫所定の方法でお取扱ください。その他の取扱いにつきましては、貴金庫所定の手続きに従います。
- 上記で喪失としたものは所在不明のため提出できませんので、貴金庫所定の方法でお取扱ください。なお、後日上記物件が発見された場合には子どもの責任において廃棄するものとし、本取扱いについて貴金庫にはいっさい迷惑・損害をおかけしません。

※キャッシュカードは相続手続きに不要ですので、お持ちの場合は裁断の上廃棄してください。

③. 払戻金の受取人

| No | フリガナ お受取人 | 銀行名 | 支店名 | ※ 種目 | 口座番号 | 備考 (預金全額を割合で 払戻す場合は割合を ご記入ください) |
|----|----------------------|------------------------------|-------|----------------|---------------|--|
| 1 | ショウチュウ ハナコ 商中 花子 | A. 商工中金 B. 銀行・信金 信組・農協 | 〇〇 支店 | 普通 貯蓄 当座 | 1 1 1 1 1 1 1 | 1 / 3 |
| 2 | ショウチュウ イチロウ 商中 一郎 | A. 商工中金 B. 〇〇 銀行 信組・農協 | 〇〇 支店 | 普通 貯蓄 当座 | 2 2 2 2 2 2 2 | 1 / 3 |
| 3 | チュウキン サチ子 中金 幸子 | A. 商工中金 B. 〇〇 銀行 信組・農協 | 〇〇 支店 | 普通 貯蓄 当座 | 3 3 3 3 3 3 3 | 1 / 3 |
| 4 | | A. 商工中金 B. 銀行・信金 信組・農協 | 又店 | 当座 | | |

●上記の口座にお振込みください。また、振込手数料は振込金より差し引いてください。

●割合で払戻す場合で端数が生じた場合は、No(1)の受取人に加算してください。

※該当の種目を○でお囲みください。

金庫使用欄 (複数店で取引がある場合、備考欄に2欄のNoを記載)

| | | |
|-----|-------|----|
| 店番号 | 取引先番号 | 備考 |
| 店番号 | 取引先番号 | 備考 |

<営業課(融資取引がある場合)>

<業務課>

| | | | | | | | | | |
|----|------|---|----|----|-------|--------|---------|------|----|
| 課長 | 営業窓口 | ⇒ | 検印 | 照合 | 管理簿記入 | オペレーター | お取引証等回収 | 印鑑照合 | 受付 |
|----|------|---|----|----|-------|--------|---------|------|----|

⑤ 払戻金の受取人

振込先の口座をご記入
ください。
備考欄に相続の割合をご
記入ください。
また、端数が生じた場合
の端数分の受取人を指定
してください。

ご不明な点等ございましたら、相続センターまでお問い合わせください。

④ 相続預金等の表示・具体的取扱方法

・取引種目

該当する取引種目（「普通預金」、「定期預金」、「別段預金」）をご記入ください。

・口座番号

口座番号をご記入ください。定期預金で口数が多い場合等は、口座番号に代えて通帳番号（通帳に記載）のご記入でも結構です。

・具体的取扱方法

普通預金：「解約払戻」を○で囲み、「3. 払戻金の受取人」の番号をご記入ください。（ここではNo1、2）

また、備考欄に**相続の割合**をご記入ください。

定期預金：No.2の「名義変更」を○で囲み、当該口座を引き継ぐ方（新名義人）の氏名をご記入ください。（ここでは商中花子）

No.3の「解約払戻」を○で囲み、「3. 払戻金の受取人」の番号をご記入ください。（ここではNo2）

・通帳・証書・お取引証の喪失

通帳等が見つからない場合は、喪失物を○で囲んでください。

| No | 取引種目 | (定期預金の場合は通帳番号の記載でもかまいません) | 解約払戻 名義変更は、新名義人のお名前をご記入ください | お取引証の喪失 (喪失物を○で囲んでください) | 備考 |
|----|------|---------------------------|--|----------------------------|-------|
| 1 | 普通預金 | 1 2 3 4 5 6 7 | 解約払戻 受取方法⇒3欄のNo(1、2)に払戻 名義変更 新名義人()様 | 通帳/証書 お取引証 | 1/2ずつ |
| 2 | 定期預金 | 5 1 2 3 4 5 6 | 解約払戻 受取方法⇒3欄のNo()に払戻 名義変更 新名義人(商中 花子)様 | 通帳/証書 お取引証 | |
| 3 | 定期預金 | 5 2 3 4 5 6 7 | 解約払戻 受取方法⇒3欄のNo(2)に払戻 名義変更 新名義人()様 | 通帳/証書 お取引証 | |
| 4 | | | 解約払戻 受取方法⇒3欄のNo()に払戻 名義変更 新名義人()様 | 通帳/証書 お取引証 | |
| 5 | | | 解約払戻 受取方法⇒3欄のNo()に払戻 名義変更 新名義人()様 | 通帳/証書 お取引証 | |
| 6 | | | 解約払戻 受取方法⇒3欄のNo()に払戻 名義変更 新名義人()様 | 通帳/証書 お取引証 | |
| 7 | | | 解約払戻 受取方法⇒3欄のNo()に払戻 名義変更 新名義人()様 | 通帳/証書 お取引証 | |

●上記相続預金の払戻しにあたっては、預金規定にかかわらず、所定の書類の提出はいたしませんので、貴金庫所定の方法でお取扱ください。その他の取扱いにつきましては、貴金庫所定の手続きに従います。

●上記で喪失としたものは所在不明のため提出できませんので、貴金庫所定の方法でお取扱ください。なお、後日上記物件が発見された場合には私どもの責任において廃棄するものとし、本取扱いについて貴金庫にはいっさい迷惑・損害をおかけしません。

4
必ずご記入ください

※キャッシュカードは相続手続きに不要ですので、お持ちの場合は裁断の上廃棄してください。

3. 払戻金の受取人

| No | フリガナ お受取人 | 銀行名 | 支店名 | ※ 種目 | 口座番号 | 備考 (預金全額を割合で 払戻す場合は割合を ご記入ください) |
|----|---------------------|------------------------------|-----|----------------|---------------|--|
| 1 | ショウチュウ ハナコ 商中 花子 | A. 商工中金 B. 銀行・信金 信組・農協 | 支店 | 普通 貯蓄 当座 | 1 1 1 1 1 1 1 | |
| 2 | ショウチュウイチロウ 商中 一郎 | A. 商工中金 B. 銀行・信金 信組・農協 | 支店 | 普通 貯蓄 当座 | 2 2 2 2 2 2 2 | |
| 3 | | A. 商工中金 B. 銀行・信金 信組・農協 | 支店 | 普通 貯蓄 当座 | | |
| 4 | | A. 商工中金 B. 銀行・信金 信組・農協 | | 普通 | | |

●記の口座にお振込みください。また、振込手数料は振込金より差引いてください。

●合で払戻す場合で端数が生じた場合は、No 1 の受取人に加算してください。

⑤ 払戻金の受取人
振込先の口座をご記入
ください。
また、端数が生じた場合
の端数分の受取人を指定
してください。

必ずご記入ください

金庫使用欄（複数店で取引がある場合、備考欄に2欄のNoを記載）

| | | |
|-----|-------|----|
| 店番号 | 取引先番号 | 備考 |
| 店番号 | 取引先番号 | 備考 |

<営業課(融資取引がある場合)>

<業務課>

| | | | | | | | | |
|----|------|----|----|-------|--------|---------|------|----|
| 課長 | 営業窓口 | 検印 | 照合 | 管理簿記入 | オペレーター | お取引証等回収 | 印鑑照合 | 受付 |
|----|------|----|----|-------|--------|---------|------|----|

ご不明な点等ございましたら、相続センターまでお問い合わせください。

発行対象者

相続人、遺言執行者、相続財産管理人等、正当な権利者の方からの依頼により発行いたします。

ご準備いただく書類

| | |
|--------------------------------|---|
| 【相続用】残高証明書・相続税評価書・取引推移証明書発行依頼書 | 当金庫所定の様式 |
| 戸籍謄本等※ | 被相続人さまの死亡の事実および相続人・遺言執行者・相続財産管理人であることを確認できる書類 |
| 印鑑証明書・実印※ | 印鑑証明書は発行日より6カ月以内のもの。 ご依頼人さまが当金庫と取引がある場合は届出印で可。 |

※ 相続手続きと共通使用できます。

手数料

依頼内容により以下の手数料がかかります。

(2024年4月15日現在)

| 種 類 | 料 金 (税込) |
|-----------------------|----------------------------------|
| 残高証明書※ ¹ | 被相続人につき、1通まで無料(ただし、2通目からは770円) |
| 相続税評価書※ ¹ | 被相続人につき、1通まで無料(ただし、2通目からは1,650円) |
| 取引推移証明書※ ² | 1年以下1,100円(以降1年毎に550円加算) |

※¹ 発行手数料は2通目以降有料となりますので、複数枚必要な場合は適宜コピーをお願いします。

※² 指定期間の端数月数は年単位に切り上げさせていただきます。

※² 照会の結果、取引明細が1件もない場合も、照会期間に応じた手数料が必要となります。

※² 証明依頼期間は、依頼書の申込日より過去最大10年間とさせていただきます。

手数料のお支払い方法

手数料はお振込によりお支払いください。お振込先口座は以下の通りです。

お振込に際しては、依頼する金融機関により振込手数料がかかります。なお、支配人席宛振込となり、インターネットバンキングやATMではお手続きいただけない場合がございますのでご了承ください。

| 内 容 | 記 載 |
|-------|------------------------|
| 銀 行 名 | 株式会社商工組合中央金庫 |
| 支 店 名 | 〇〇支店(被相続人様のお取引店名) |
| 種 目 | その他(もしくは、「その他(別段預金)」) |
| 口座番号 | 9999999(9が7桁) |
| 受 取 人 | 901相続センター(901ソウゾクセンター) |
| 依 頼 人 | 故 〇〇〇〇 相続人 〇〇〇〇 |

記入例

①取引店

被相続人のお取引店
をご記入ください。

②被相続人とのご関係

相続人等からの受任者はその他を○で囲み
相続人○○○○の受任者をご記入ください。

※太枠内にご記入・ご捺印ください。

ご記入日 202x年xx月xx日

【相続用】残高証明書・相続税評価書・取引推移証明書発行依頼書

株式会社商工組合中央金庫 御中

| | | | | | | | | | |
|---------------|-----------------|---------------------------------|------------------------------|---|---|---|---|---------------------|---|
| 取引店 | ○○支店 | 口座番号等 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 被相続人の おなまえ | 商中 太郎 | 被相続人とのご関係 (該当するものを○で囲んでください) | 相続人・遺言執行者・相続財産管理人 その他 () | | | | | | |
| ご依頼人のお ところ | ○○県△△市□□町 1-2-3 | | | | | | | ご依頼人のお届け印 または実印* | |
| 依頼人の おなまえ | 商中 花子 | | | | | | | 印 | |

③実印

弁護士等の方が代
理でお手続きする
場合は、弁護士会
等登録の印鑑の押
印と弁護士会等発
行の職印証明書等
をご提出ください。

(1) 依頼内容

| 種類 | 取引種目 (発行希望を○で囲んでください) | | | | | 発行 通(部)数 |
|---------|-----------------------|------|-------------------|--------|-----|-------------|
| | 普通預金 | 定期預金 | 債券買入預金 債券償還入預金 | 債券保護預り | 借入金 | |
| 残高証明書 | | ○ | | | ○ | 1通 |
| 相続税評価書 | | ○ | | | | 1部 |
| 取引推移証明書 | ○ | ○ | | ○ | | 1部 |

(2) 証明日・評価基準日・証明期間

| | | |
|----------------------------|-------|-----------------|
| 残高証明書 (原則被相続人のお亡くなりになった日) | 証明日 | 202x年xx月xx日 |
| 相続税評価書 (原則被相続人のお亡くなりになった日) | 評価基準日 | 202x年xx月xx日 |
| 取引推移証明書 | 証明期間 | 2015年4月～2020年4月 |

【参考】手数料 (税込)

| 項目 | 料金 |
|-----------|--------------------------------------|
| 残高証明書*1 | 被相続人につき、1通まで無料 (ただし、2通目からは770円) |
| 相続税評価書*1 | 被相続人につき、1通まで無料 (ただし、2通目からは1,650円) |
| 取引推移証明書*2 | 1年以下1,100円 以降1年毎550円 |

※1発行手数料は2通目以降有料になりますので、複数枚必要な場合は通算コピーをお願いします。
※2指定期間の繰数月数は年単位に切り上げさせていただきます。
※2照会の結果、取引明細が1件もない場合も、照会期間に応じた手数料が必要となります。
※2証明依頼期間は、依頼書の申込日より過去最大10年間とさせていただきます。

ご依頼いただく場合必ず内容をご確認ください。

ご依頼いただく証明書の種類
に応じご記入ください。

④依頼内容等

種類、発行部数、証明期間に応じ手数料が発生します。

記入例の場合…

残高証明書 無料

相続税評価書 無料

取引推移証明書 証明期間6年 (5年と1カ月)

1,100円 + 550円 × 5年 = 3,850円 合計 3,850円です。

連続した戸籍謄本

相続人さまを確定するため、被相続人さまの出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。お1人の方の戸籍謄本でも、結婚・転籍・養子縁組のほか法務省令による改製により、複数にわたることがあります。

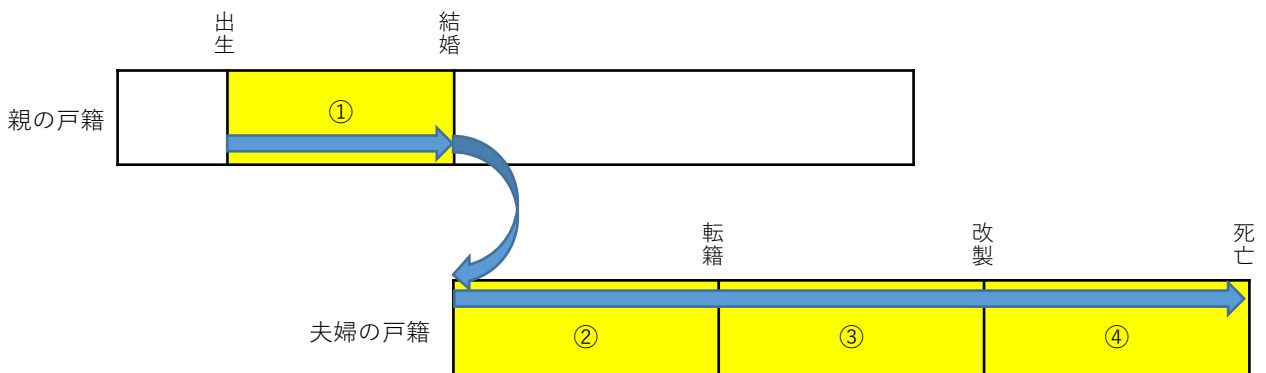
また、戸籍謄本の種類についても、「戸籍謄本(全部事項証明)」「除籍謄本」「改製原戸籍謄本※」があります。

下図において、一般的には被相続人さまの出生時は親の戸籍に入っています。(①)
被相続人さまが結婚されると、夫婦の戸籍が別に作られ(②)、転籍されたり(③)、法令による改製があると(④)、その都度戸籍は作り替えられます。
この場合、被相続人さまの戸籍は、一生のうち4つの戸籍にわたることになります。(①②③④)

※ 戸籍法の改正により、戸籍の所轄省令より戸籍を作り直した(改製した)場合の改製前の戸籍のことをいいます。改製後の戸籍謄本には、改製原戸籍謄本の記載事項の全てが移記されているわけではありません。例えば、改製前に結婚などで除籍されている場合は、改製後の戸籍謄本には移記されていないため、改製原戸籍謄本が必要となります。

(注)当金庫で必要事項を確認できない場合、再度他の戸籍謄本をご提出いただくことがあります。

説明図 (被相続人さまの戸籍推移)



遺言書がある場合で相続人を確認するための戸籍謄本が必要なケース

遺言執行者がいる場合

被相続人さまの死亡が確認できる除籍謄本等のみで結構です。

遺言執行者がいない場合

原則、被相続人さまの死亡が確認できる除籍謄本等のみで結構です。

但し、当金庫の相続預金を引き継いだ相続人さまの氏名が遺言書と印鑑証明書で異なる場合、相続人さまの戸籍謄本をご提出いただくことがあります。

法定相続人

民法では以下のとおり定められています。

まず、配偶者は常に相続人となります。次に、子は第1順位の相続人となります(その子が死亡している場合、その子の子や孫が代襲相続人※となります)。

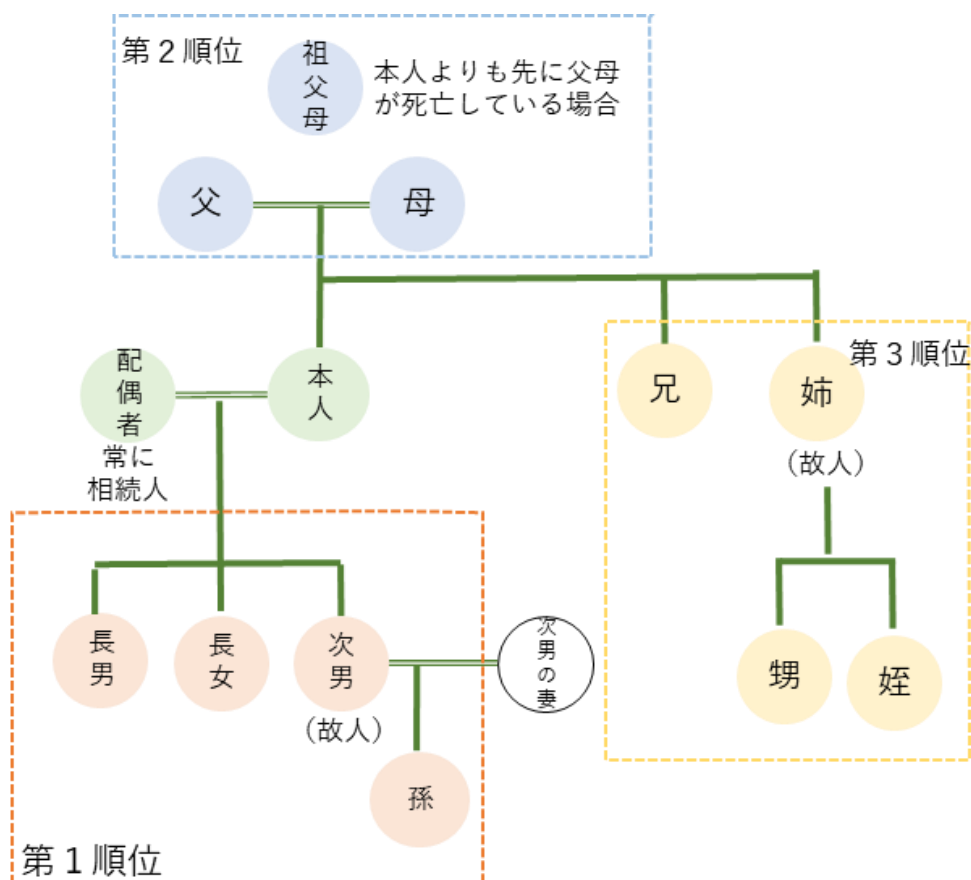
子及びその子の直系卑属がない場合、父母が第2順位の相続人となります(父母が亡くなっていて祖父母がいる場合、祖父母が相続人となります)。

兄弟姉妹は、第1順位、第2順位の相続人がいない場合に、第3順位の相続人となります(兄弟姉妹の中に亡くなっている者がいる場合、その者の子が代襲相続人※となります)。

※ 代襲相続とは、本来相続人となる被相続人の子または兄弟姉妹が被相続人よりも先に死亡していた場合等に、その者の子が代わって相続することを指します。代襲相続人は被相続人の戸籍謄本に記載されていないので、子または兄弟姉妹の戸籍謄本を16歳から死亡除籍までご提出ください。

法定相続人の範囲、順位

| 相続人 | 順位 | 代襲相続人 |
|------------|----------|-------|
| 配偶者 | 常に相続人となる | — |
| 子 | 第1順位 | 孫、ひ孫… |
| 直系尊属 (父母等) | 第2順位 | 祖父母… |
| 兄弟姉妹 | 第3順位 | 甥、姪まで |



法定相続分

民法で定める相続割合を「法定相続分」といい、具体的には以下のとおり定められています。
また、同順位の法定相続人が複数いる場合は、その人数で均等に分けます。

| 法定相続人 | 法定相続分 | |
|------------------|------------|------------------|
| 配偶者と子(または孫、ひ孫…) | 配偶者 1/2 | 子(孫) 1/2 |
| 配偶者と父母(または祖父母…) | 配偶者 2/3 | 父母(祖父母) 1/3 |
| 配偶者と兄弟姉妹(または甥・姪) | 配偶者 3/4 | 兄弟姉妹(甥・姪) 1/4 |
| 配偶者のみ | 全部 | |
| 子(または孫)のみ | 全部 | |
| 父母(または祖父母)のみ | 全部 | |
| 兄弟姉妹(または甥・姪)のみ | 全部 | |

※ 父母のどちらかが違う兄弟姉妹(半血兄弟姉妹)の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の2分の1となります。

遺言書の形式

一般的な遺言書には、遺言者の署名・捺印のある「自筆証書遺言」と公証人の署名・捺印のある「公正証書遺言」があります。

(1) 「自筆証書遺言」

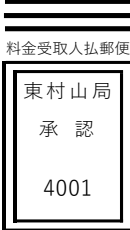

「自筆証書遺言」は、遺言者が遺言書本文を自署して作成する遺言書のことです。「自筆証書遺言」を発見した相続人は家庭裁判所に遺言書を提出して、その検認※を請求しなければなりません。検認手続を踏まないと「公正証書遺言」と同様の法的効力がなくなります。

※「検認」とは、相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして、遺言書の偽造・変造を防止するための手続き。

(2) 「公正証書遺言」

「公正証書遺言」は、遺言者本人の口述に基づき、公証人が遺言書を作成したものです。公証人が遺言の法的有効性をチェックし、公証人役場に保管するものをいいます。

宛名ラベル

| | |
|---|--|
|  料金受取人払郵便 東村山局 承認 4001 差出有効期限 2025年12月 31日まで (切手は不要です) | 1 8 9 8 7 9 0 定形外郵便物 |
| | 東京都東村山市美住町2丁目10-1 商工中金 相続センター 行 |
| 簡易書留 |  |
| 差出人 ご住所 | 〒 - |
| お名前 | |
| お電話番号 | |
| 被相続人 お名前 | |
| <相続関係書類在中> | |

- この宛名ラベルは、当金庫へ「相続発生のご連絡」をいただいた方のみご使用いただけます。
- 角形2号封筒（240×332mm）をご準備ください。角形2号封筒以外の封筒ではご使用いただけません。
- 差出人欄にご住所・お名前をご記入の上、点線にそって切り取り、封筒にしっかりと糊付けしてください。（切手は不要です。）
- 簡易書留により、郵便局の窓口にてお手続きください。
- コピーして使用する場合は、拡大・縮小せずにA4普通紙にコピーしてください。

商工中金 相続センター

住 所 / 〒189-0023
東京都東村山市美住町2丁目10-1

フリーダイヤル / 0120-349-253 (初回受付専用)
0120-395-952

受付時間 / 平日 9:00~17:00 (銀行休業日を除く)



<https://www.shokochukin.co.jp>

